

# 自己所有のための所有権へ<sup>(1)</sup>

—— 外的資源に対する私的所有権の正当性について ——

福 間 聡

## 1 導 入

本稿の目的は「自己所有権 (self-ownership)」という自己に対する権利要求の妥当性と、この権利要求から導かれる自己以外の外的世界に対する私的所有権の正当性<sup>(2)</sup>を吟味することを通じて、自己所有権の限界付けとこのことから導出される所有権の再正当化を試みることにある。

各人は自己の身体に所有権を有しており、自己の労働を加えたものに対しては所有権を獲得できるというロック的な所有権理論がノージックの登場以降、英語圏で再評価されるようになった。この理由としては、「自分の身体は他の誰のものでもなく自分のものであって、他人に害を与えない限りどのように使っても勝手なはずだ」というノージックによって唱えられた「自己所有権」の主張が具有する常識に訴える力強さと、所有権を導く際の論理的な明解さが挙げられよう(自分の身体と能力は自分の所有物であり、これの使用・処分<sup>(3)</sup>の決定に関して、さらには使用から得られた利益の享受について誰からも干渉を受けない)。加えて、人が自分自身に対して有している規範的な関係

自己所有のための所有権へ

性の本質や重要性とは何であるかという問いが、現在もなお哲学的な問いとしてその輝きを失っておらず、また「所有」とは自己と物との関係に留まらず、自分自身や他者との関係性が問われるものであるが、このような諸問題に對する回答の仕方として最適な発想法が「自己所有権」だからである。<sup>3)</sup>

しかし以下において詳述するように、この自己所有権という前提に基づく所有権論は、個人間の能力差に基づく財の不平等な分配を擁護する理論であり、また本人のためではない、他者を目的とした課税を行う再分配政策に異議を唱える理論でもある。わたしは自己所有権を自然権と見なすことから導かれるこのような諸帰結を批判する立場から本稿を論じる。すなわち、自己の能力に基づいて財を獲得したとしてもそれを排他的に自己の所有物としてはならず、他者に還元することが要求されることを帰結主義的立場から論証することを試みる。

まず自己所有権を自然権 (natural rights) と想定することに依拠して自己の所有から外的世界 (自己以外の資源、土地等) に対する所有権導出の正当化を試みるリバタリアン (libertarian) は、ロックの議論をどのように解釈することによって、またはどのように乗り越えることによってこの正当化を果たそうとしているのかを粗上に乗せる (2、3節)。次に自己所有権を自然権としてではなく、帰結主義 (consequentialism) 的要求事項として解釈することに基づいて、自己所有権からの所有権ではなく自己所有 (self-owning) のための所有権の正当化を行なう。自己所有権の構成要素を人が自己の身体・能力を「支配する権利」とその行使から「利益を得る権利」とに区別し、どちらの権利が自己を所有していることとつてより本質的であるのかを、ここでは問う (4、5節)。以上を踏まえて最後に、自己のパーソンに對するわれわれの関わり合いを self-ownership ではなく、self-owning として捉え返すことによって、自然権からというよりもニーズから所有権が導かれることを説明する。リバタリアンのな自己所有権理論からはソーシャルミニマムに関して積極的な主張を理論そのものからは導くことができないが、わたしが

提示する代替理論にあつては理論内在的に、規範的な主張をなしうることを示す（6節）。

## 2 自己所有権からの所有権理論・1 労働からの理論

自己所有権という觀念の起源は近代的な所有権觀を構築したロックに遡ることができる。彼は『統治論 第二部』において「すべての人間は、自分自身の人格・身体（person）<sup>4</sup>に対する所有権を有している。これに対しては、本人以外の誰も、どんな権利も持っていない」[Locke 1983: sec. 27]という前提から、自己の「労働」を混入した外的世界に対しては「他者による同意がなくとも」[ib. sec. 28]所有権を主張できると論じている。しかし自己の所有権に基づく外的世界に対するこのような所有権の正当化に問題点はないのだろうか。自己所有権の（暫定的な）定式化を踏まえながら、どのような論拠から外的資源への所有権が生じるのかを検討してゆく。リバタリアンであっても、平等基底主義者（egalitarian）やリベラル左派（leftist-liberal）であっても認める自己所有権の定義としては以下のものを挙げるができる。

「各個人は自分自身の身体とその諸力を道徳的に正当な仕方ですべての主体であり、したがって、彼等が自分の力を他者に対する攻撃に振り向けないかぎり、各人は自分の望みどおりにその諸力を行使する（道徳的な意味での）自由を有する。」[Cohen 1995: 67]

自己所有権という考え方をこのように分節化してみると、この定義にあつては自己の身体と能力に対する権利のみしか語られておらず、外的世界に対する何らの権利主張もこれ自体には含まれていないことが分かる。そこでロックは自己と外的世界を結びつける概念として「彼の労働」[Locke 1983: sec. 27]を持ち込んでいる。ではこの「労働

自己所有のための所有権へ

働」をどのようなものと解釈すれば外的世界に対する所有権を導くことができるのだろうか。リバタリアンの側から最も妥当性を有している解釈として主張されているのは、「労働価値付加説」と名付けられる理論である。

労働価値付加説とは、自己の労働が外的対象を変形させ、価値あるものにしたならば、その対象にその人は所有権を主張できる（自分の活動の結果として対象の経済的価値を増大させた人はその価値を体現したもののへの所有権を持つ）という理論である〔森村1995：46〕。労働の本質とは外的資源を改善し、それをもつと価値あるものにするということにあり、誰でも自分が価値を創出した対象を所有する権原を獲得することができると考えられている。しかし、この理論はどれほどの妥当性を有しているのだろうか。

この理論にあつて最もクルーシャルな点は〈価値創出の存否の判断基準はなにか〉である。労働所有論を唱えるリバタリアンはロックと同様に財の価値の源は労働力であると想定しているが、果たして労働力のみで価値を創造することができるのだろうか。たとえば、Xさんは資源Zに自己の労働を費やし、Yという対象をつくり出した。この例においてYに価値があるといわれる場合、その価値判断はどのようなになされたのであろうか。Yが靴であるならば話は単純であるが、Yが芸術作品であるならば単純ではない。Yが卓越した芸術作品（陶磁器）であつたとしても、すぐれた審美眼を持たない一般の人びとにとっては価値の無い泥の塊としか思えないかもしれない。また靴であるとしてもそれが五センチの大きさのものであるならば、二五センチの靴よりも価値がないと成人はみなすであろう。ここにおいて二五センチの靴、五センチの靴、芸術作品という価値の序列が生じたとするならば、この原因となつたのは何であらうか。それはこの対象に対する他者の欲求(want)、または選好(preference)の寡多である。<sup>(5)</sup>ある資源に労働を費やしたとしても、その結果生産されたものに対して他者の選好が全く存在しないならば、その資源を経済的に価値あるものにしたとはいえないだろう。ゆえに価値を創造するためには自己の労働力のみなら

ず、その生産された対象に対する〈他者の欲求、選好〉に関する情報が必要とされる。この情報がなければ何をつくつたら価値の創造となるのかが分からない場合が多い。しかし自己所有権という思考法のみではこの情報がどのようなに確保されるのかについては何も答えてはくれない。<sup>6)</sup>

価値を産み出し、外的資源を排他的に専有することを労働の本質と捉えるロックの労働理解は批判に開かれている。しかし労働による価値付加という契機をなくし、単に資源に変更を加えることを所有権が成立する根拠とするならば、労働所有論はノージックのヘトマトジューズの比喩〈[Nozick 1974: 174f/293f]〉によって反駁されてしまうのである。

### 3 自己所有権からの所有権理論・2 自由からの理論

ではロック的な労働からではなく、上述のコーエンの定義にも明記されている自然権としての「各人の諸力を使用する自由」から所有権は生じるのだろうか。この理論は、特に制限すべき理由がない限り万人には一般的な行動の自由があり、そして人身以外の外的資源は元来万人のものというよりは誰の物でもないという想定から、他人の自己所有権を侵害しないかぎり、外的資源に対して何をすることも自由であり、各人は外的資源を利用することによってそれに対する排他的支配権を獲得する、というものである〔森村 1995: 52〕。

この理論にあつては、人間にとって基本的な自己の身体を動かす自由が所有権成立の根拠であり、能動的行為者として世界に作用を及ぼすことによって、自己以外の資源に対する所有権を成立させようと考えられている。<sup>7)</sup> 人が利用している外的資源はむろん本人の身体そのものではないが、彼女の自発的な (voluntary) 活動はそれと共に具

自己所有のための所有権へ

体化されるのであり、第三者がその物を物理的に支配しようとすることは、彼女のパーソンの体現に干渉すること、つまり自己所有権を侵害することになる。

この「人は何であれ無主物を自分の行動の対象にすることによって専有できる」という自由は「早いもの勝ち」「森村 1995: 57」の自由であり、へ個々人の能力差から生じる所有物の不平等な分配を擁護する理論にもなっている(単純化された労働所有論と同様に)。しかし外的資源を利用するということは、単に自分の身体を動かすこととは異なり、他者にも間接または直接的に影響を与える世界の変更と見なされうる。ゆえに、このような行為(自由)によって影響を被るおそれのある「他者」に対してこの行為が正当化されるためには、それが有する主体にとつての必然性や道徳的な意義について明確にする必要があるのではないだろうか。

マックは、自己所有権は自己の身体的な部位、諸能力、才能等の所持を道徳的に保障してはいるが、「人間の目的志向的行為にあつては外—人格的な対象が各人平等に不可欠であるにもかかわらず、自己のパーソンに対するこの権利はこのことを考慮してはいないと思われる」と述べている [Mack 1990: 532]。つまり、人間は個々の身体によつて占められている空間内だけでは当然生存することができず、この空間を越えた世界のなかで、そしてこの世界を通じて生を営んでいる。この自己の身体を超えて拡がる世界に向かうことが許されなければ、人によつて異なる価値や目的を追求することや達成することはできない。しかし自己所有権はこの外的世界については何も語ってはいない。したがつて自己以外の外的資源に対する権利を妥当ならしめるためには、自己所有権という観念に加えて、必然的に外的世界のなかで、そしてこの世界を通じて自己の生を生きる「目的そのもの(ends-in-themselves)」 [ib. 533]として人は存在していることを他者と共に認め合うことが要求される、とマックは考えている。この他者との実践的な相互承認によつて、「私的所有の実践への権利 (right to the practice of private property)」といふ

外的資源に対する権利が平等の基本的な権利として要請されるのである [ib. 534]。

自己所有権のみでは外的資源に対する所有権は生じえないことを認めるマックは、人がこの世界で生きている限り、自己の目的を達成するために外的資源を使用、獲得、貯蔵、変容する要求が生じることと真摯に受けとめ、このような行為に対する侵害はそれゆえ、その行為主体に対する侵害と同様に扱われるべきだと主張している [ib. 538]。

固有の生を持ち、目的自体である道徳的主体としての個人の地位が、外的資源の所有に対する正当性を付与するとマックは考えている [ib. 538]。しかし、ここで彼が唱えている「承認」とは「消極的な許可」でしかなく、「外的資源を使用することをあなたに認めるからわたしにも認めてくれ」という以上のことではない。彼の考えでは他者が実質的に外的資源を使用でき、それによって道徳的主体としての生が営まれているのかに関して配慮することは要求されないのである（この点においてマックはリバタリアンに分類される）。

しかしマックによって特徴づけられた主体による行為は、果たしてリバタリアンが自由の本質とする「消極的自由」のみの表現なのだろうか。彼のテキストから読み取れるように、彼の念頭にある主体像は「他者からの干渉がないこと」のみを欲する主体ではなく、「積極的自由」に分類される「自己実現」や「自己統治」を潜在的に求めている主体であり、このことを可能ならしめる物理的、道徳的基礎として外的資源を所有することの承認を他者に要求する主体である。(8) このような主体としてあらねばならないことがこの承認をうる根拠付けとなつていなければならない。他者も同じような主体として生を営んでいることに配慮する義務が必然的に伴うのではないのだろうか。つまり他者も自分と同様に自分自身のなかに目的を有する道徳的主体として行為し、存在していることに、つまり他者の（生存）に対する配慮が外的資源に対する所有権獲得に伴って義務として要求されてくると思われる。

自己所有のための所有権へ

これまでの考察を顧みると、自己所有権を自然権と解釈することに基づいた労働や（消極的）自由からの根拠付けによつては、外的資源に対する所有権を導くことは不可能ではないが非常に困難であり、へ他者への正当な配慮を欠くことが分かった。この難点を克服する道としてどのような解決策がわれわれには開かれているのだろうか。わたしは一つの代替案として自己所有権に対するパースペクティブを転換することを試みてみたい。つまり、外的資源の私的所有（private property）化が、他者の固有性の剝奪（deprived properties）を必然的には伴わないものならば、われわれが考えるべきことはへ自己所有権から所有権は導出できるのかではなく、へ他者も自己と同様に自己所有（self-owning）の主体として生を営むために必要（needs）とされる所有権とはどのようなものであるのかにあると思われる。

#### 4 自己所有のための所有権理論

ノージックが自己所有権を提唱する際の道德的根拠は三点に要約できる。もし自分の身体に対して所有権を主張することができないならば、1・誰かがわたしの身体に対して所有権を有していることになり、これは奴隷状態にあることと同じである。2・また自分に固有な生を支配しうる自律的存在であるためには自己所有権を構成している諸権利を所持している必要があり、加えて、3・単に手段としてだけでなく目的としてもわれわれは扱われなければならないというカント的原理を真摯に受けとめるならば、本人の同意によらずに他者の目的達成のための犠牲や利用の対象となること禁止する付随制約として、自己所有権の不可侵性を保障しなければならない [Nozick 1974: 172/289f, 48-51/76-81, 30f/48]。



ノージックによるロールズの再分配への批判と自己所有権の主張の真の力強さはここにあった。個々人は自分の生を送るうえで他者や国家の奴隷ではなく、自律的存在であり、目的自体でもあるべきだと彼は提言している。ひとは「自己所有者」として自分の生をまっとうすべきだという基本的観念を彼は擁護するが、このことからの派生として自己や自己以外の外的資源に対する所有権が導出されたと解釈することもできる。

しかし、ノージック的な自己所有権を主張することは、結果としても上述の三つの要求を充たすことになるのだろうか。

「個人間の能力差」から生じる財の不平等を正当化する自己所有権原理の行き着く先は、マクファアソン「Macpherson 1962」が指摘したように「所有的市場社会 (possessive market society)」すなわち資本主義社会であり、この社会にあつては生産手段を所有するものと所有できないものが存在する。資本家の同意なしには生産手段へのアクセスが許されない無産労働者は、ノージック的な自己所有権の重要な構成要素を剝奪されていると見ることができる。つまり他者の同意なしには労働できないならば、1・それは他者が自分の身体に対する部分的所有者であることを意味し、これは奴隷状態にほかならず、2・このことによつて個々人の生の選択の幅が狭められるならば、自律にとつて根幹となる選択の自由が制限されることになる。さらに、3・同意や契約が得られさえすれば労働者に何をしてよいとするならば、結果として彼女を目的自体として扱わない行為をも容認することになってしまうのである [Cohen 1995: ch. 10]。

本人のためではない、他者を目的とした課税を行なう福祉国家は有能な者の自己所有権を侵害しているとノージックは高唱するが、(夜警国家的)資本主義体制にあつては、資本家と労働者間の権力関係によつて自己所有権の有する機能が労働者から剝奪されているとも解釈しうる。

自己所有のための所有権へ

では自己所有権という原理によっていったい個人の何を保護すべきなのだろうか。ノージックによる福祉国家批判とそれに対するコーエンによる資本主義批判を踏まえて、以下で再考してみたい。

双方の批判において通底しているのは、個人々は「自己目的」としてあらねばならないという観念である。それは、「自分の生に対する決定権」を有していること、つまり自分の生を自分の選択によって決定しうることである。「どのように自分の生を送るのかの選択において、また自分に対して為されてもよいことについて、他の誰かにではなくこの私にこそ重要で最終的な決定を下す基礎的な権利がある」[Goff 1995: 271]ことの保障である。この「自分の生に対する決定権」において強調されているのは、自分の生を決定する、私の権利と他者の権利（パターナリズム）との非対称性である。私が自分自身に対する関わり方は誰か他の人が私に対する関わり方とは全く異なっているという事実の、「適切で規範的な表現が自己所有権である」とも理解することができる[ib. 289]。したがってこの権利の眼目は、「他者が有する諸権利を侵害しない限りにおいて、各人は自分の生をどのように生きるかの決定に關する積極的な権利を持つ」ことの保障にあるのではないだろうか。

このことを護持するためにノージックは自己所有権の不可侵性を唱え、コーエンはそれを制限しなければならぬと主張している。同じ目標を二人は目指しているにもかかわらず、齟齬をきたしているのはなぜなのだろうか。それは自己所有権という権利要求における二人の間での「収益権 (income right)」の位置付け方の違いに由来していると思われる。ノージックは個人が自己の能力から得た利益は——正当な手続きに則っている限り[Nozick 1974: 151, 256]——不可侵であり、能力差から生じる財の不平等を当然のものとみなしている。彼にあつてはこの不平等は個人々の多様性の基礎をなすものであり、目的自体であるためには保護されるべきものである。しかしコーエンは、自己所有権という観念よって保護されなければならないのは「自分の生活を本来に支配できる環境という

意味での自律」〔Cohen 1989a: 125〕であり、このような環境があつて初めてひとは目的自体として自分の生を営むことができると考えている。各人に十全な自己所有権を認めることが、すなわち能力差に起因する財の不平等を認めることが、却つて自己や他者のこの環境を侵害することになってしまうならば、この権利は制限されなければならないのである。したがつて問題となつてくるのは、個々人が自己目的であることを第一義的な要諦とする自己所有権にあつて、各人の能力差から生じる財の不平等は保護されるべきかゝであると思われる。

この問いに答えるために、ノージック、コーエン双方の自己所有権原理の理解において中核をなしている「自己のみが自分自身を決定できる権利」とはどのような内容の権利を含むものであるのかを考えてみたい。この権利は自分の身体・能力を支配または占有する権利 (possession) を超えて、収益権までも含まなければならぬものであるのだろうか。つまり自分の身体・能力を保持し、それを行使する権利のみならず、この行使から利益を得る権利までも必然的に含意するのだろうか。<sup>(10)</sup> 自己のみが自分自身を決定できる権利の構成要素として自己の身体・能力を占有し、行使する権利のみならず、この行使から利益を得る十全な権利が不可欠なものであるのかを以下で精察する。

## 5 支配権 (control right) と収益権 (income right)

「自分のみが自分自身を決定している」ということができるための重要な構成要素として、自己支配 (self-control) を可能とする能力とそれを下支えする物質的な条件を有していることが挙げられよう。人が自己を支配しているということ、すなわち自律的であるとは、自分の人生を左右する選択肢を考察し、生活に必要な情報を集め、これに

自己所有のための所有権へ

基づいて推論できる能力を有していることであるとすれば、このような特性は己れの私的な財や周囲の環境を「支配・管理」(control) することによって形成されると思われる。特に自分の身の周りの直接的な環境——住居、移動形態、消費活動、衣服、社会生活への参加——への現実に行使しうる支配権・決定権を持つことは自律に必要とされる諸能力の発展に大きな影響を与える。なぜなら個人の私的な生活における決定、特に私的財の使用・支配の方途はその人の直接的な周囲の環境に影響を与え、この「私的財を含んだ自分の周囲の環境に対する支配権」はより重要な「人が自分自身に対する支配権」、すなわち自律に直接的な関わり合いを有しているからである〔Christman 1994: 167〕。

では、収益権はどうかであろうか。ロックを出発点とする近代的な個人像は「市場的人間(Market man)」〔Macpherson 1962: 269/302〕であり、このような人間理解にはすでに個人間の能力差に基づく財の不平等を容認する考えが内包されている。この人間モデルの特徴は、われわれの労働力にも市場が存在し、労働も一個の商品であるという点に、すなわち「所有物」として、その使用と処分を彼女が自由な価格で他人たちに手渡すことができるものとみなされている点にある。したがって、「人間の〈価値〉(Value) あるいは〈値打ち〉(Worth)」とは、他のすべての財や商品と同様に、市場での「彼の〈価格〉(Price)」〔ib. 37/8〕とみなす傾向性がこのモデルには含意されている。それゆえリバタリアンのように収益権を「自分のみが自分自身を決定している」ことの本質的な権利と見なすことは、他者との係わり合いがすべて市場的関係へと、そしてすべての道徳が自己利益に基づく市場道徳へと還元されてしまう危険性があるのではないだろうか。また、自己の能力から得られる利益の多寡によって、そのひとの自己支配の能力(自律)の程度を判断するという錯誤にも導かれることになるのである。

「自分のみが自分自身を決定している」ことにとって重要であるのは、他者からの応答が直接的で安定的な交わり

の場で、自己の能力や身体を自らの選択によつて自由に行使したり、発展させたりできることであつて、これらのことから利益を得ることではないのである。この行使や発展が利益に結びつくか否かは、性質上二次的なことであると思われる。

この分析から「自分のみが自分自身を決定できる権利」にあつて本質的であるのは自分の身体・能力を「占有し行使する権利」であるが、これらのことから「収益を得る権利」ではないことが分かる。ならば教育・ヘルスケア・福祉・パーソナルな財という自律にとつて必要な物質的な資源 (social minimum) が保障されているならば、自己の能力から利益を得る権利になんらかの制限を加えることによつては「自分のみが自分自身を決定できる権利」を剝奪したり、機能不全に陥らせることにはならないのではないだろうか。

## 6 自己所有権 (self-ownership) から自己所有 (self-owning) へ

個々人が有している能力、特に労働力とは文脈的なものであり、その(経済的)価値はそれが置かれている社会の制度や文化を媒介にした「他者の欲求」に負っている。すなわち労働力とは一個人に完結したものではなく、他者やコミュニティ、そして社会的コンテキスト(諸制度、文化、慣習)を含んだ全体的な観点からその意味や価値が判断される「社会的構成物」である。物理的には、この能力は一個人に帰属し、それをどこでどのように使用するかの決定権はその個人にある。しかし、その能力の価値的な面に関しては一個人を越えた複数の他者にその決定権があり、他者に開かれていゝるものである。つまりこの能力の価値に関しては、その使用から生じる収益や財に関しては、それを有している者の支配が及ぶところではない。この価値というアスペクトにおいては、「自分のもので

自己所有のための所有権へ

ある」という個人的なレベルでは捕らえきれない射程が存在するため、労働力とは「自分のもの」であるとしても、「所有している」という排他性が強調されている（法的チーム）で括ることができないものではないのだろうか。あの能力を行使すること、この行使から利益を得ることの間には「他者」が介在しており、この他者の「欲求」によって利益を得ることが可能となっている。このことを真摯に受け止めるならば、個人の労働力とは「彼女のもの」ではあるが、「彼女の所有物」ではなく、われわれすべてがその能力から生じる利益に対してアクセス権を有している「共通資産」ともみなすことができるのではないだろうか。

したがって4節の問いに対する回答として、〈他者の欲求によって価値付与された能力を有する者が、この他者の欲求を利用することによって財の不平等が生じた場合、この利益を他者に還元しないならば、その財に対する彼女の所有権は正当化されない〉という規範的な主張をわたしは提示したい。<sup>11)</sup>

能力差から生じるこのような不平等が存在し、このことが他者の〈自分の生に対する決定権〉を不可避的に制約しているならば、この不平等を矯正するために（自己）所有権のうちの支配権と収益権を区別し、各人の能力や財に対する収益権を、自己のみならず他者も〈自分のみが自分自身を決定できる権利〉を持つ主体として、すなわち〈自己所有者（self-owning person）〉として生を営むことを保障する再分配政策——その主要な目的は上述したソーシャルミニマムを各人に保つことにある——のために制限することが帰結主義的に要請される。すなわち、単に生存のためだけではなく、〈自己所有者〉として生を送るために所有権／所有物は必要とされ、この〈必要（needs）〉が所有権／所有物の正当性の根拠となる。このように考えるならば、所有権とは各人が自己所有の主体であることを保障する基礎的権利として捉え返すことができるだろう。どのような経済体制にあっても個人間の能力差によって財の不平等が生じ、それによって生の選択の幅が制限されてしまう。そのため〈利益への平等の機会と

結びついた最低限の選択の幅と、自己支配を保持している主体」として、つまり「自己所有者」としてあるために必要とされる物質的条件とはどのようなものであり、またどの程度のものであるのかを念頭において、われわれは所有権とそのルールについて考えなければならぬだろう。

この「自己所有者」というタームを用いて提示したいことは、「自己を持つこと」において自己所有権のように排他性や自己完結性を強調するのではなく、所有すること (owning) にはそれに先立って他者との係わり合いが存在し、このことを認め (own)、この他者からの支えに負うこと (owe) <sup>(13)</sup> によって初めて「持ち前としての自己の固有性」を保持しようという点である。「持ち前としての固有性」とは、それを失ってしまうならば自分自身ではなくなってしまうものであり、端的にいうならば個々人が有する労働力とはみなしえない身体や能力のことである。獲得されたもの (appropriated) ではない、自己に適切なものとして備わっている (appropriate) 固有性を確保するための基盤として、外的資源に対する所有権がニーズとして要請されるのである。

労働や自由からの理論におけるように自己所有権が自然権と解釈され、外的資源の私的所有化に際して付随制約の機能しか持たない手続的な (procedural) 要求事項であるならば、この過程にあつてその権利が行使されたか否か、または侵害されたか否かが問題にされ、その帰結において各人の自己所有権が正しく機能しているかどうかは等閑視されてしまう。しかし自己所有権を帰結主義的な要求事項として、すなわちニーズとして解釈するならば、外的資源の私的所有化の帰結として各人が「自己所有者」として自分の生を営んでいるかどうかの問題とされるため、他者の生を制限し、固有性の剝奪を結果として招来するような所有形態は正当化されず、反対に「自己所有者」であることの条件のために自己以外の資源に対する所有権が導出される。自己所有権を帰結主義的な要求事項とするとは、私的所有権の正当化の根拠付けにおいて「自己所有者であるからにはどんなことができるのか」から、「自己

自己所有のための所有権へ

己所有者であるためにはどんなことが必要 (needs) なのかへのパススペクティブ転換をおこなうことなのである。<sup>(14)</sup>  
ドゥウオーキンやロールズが唱えた「平等な配慮と尊敬への権利」の中には「ニーズへの平等な配慮への権利」をも含まれること、そしてニーズのインデックスにあつて最上位に位置しているのは「所有権」であることをわれわれは再認識すべきであろう。

本稿の眼目は自己所有権という観念を顛倒させることにより、外的資源に対する私的所有権を自然権として語るのではなく、ニーズから語られなければならないものであることを示すことによつて、行為(労働)や自由から所有権が導かれるという思考法を存在や生存のために所有権が導出されるという方向に転回することにあつた。

#### 注

- (1) 引用した語句は「」で示す。文献挙示は「」内に著者名と発表年、ページを並記し、スラッシュの後の数字は邦訳の頁を示している。文献表は巻末にまとめた。また本文中においてへんで示されている箇所は筆者の強調したい語句、または文章である。
- (2) 本稿で考察する所有権とは私的所有権であり、従つて近代社会における所有権概念が批判・検討の対象である。プリミティブな所有観は本稿の考察対象ではない。
- (3) 自己所有権以外の私的所有権、または私有制度を正当化する論拠としては「責任からの理論(アリストテレス)」「先占による理論(グロチウス、プーフENDORF)」「効用からの理論(ベンサム)」「人格間の同意(カント)」「知識の集合不可能性、人間本性の未知性(ハイエク)」等が思想的には存在すると解釈されている。cf. [Reeve 1986], [Ryan 1987].
- (4) このPerson概念に關しては「ノ瀬が詳論している。cf. 「ノ瀬 1987」.
- (5) この主張はイギリス古典経済学の労働価値説を批判して、財の価値の源を個人にとつての主観的価値(欲求)に求めたメン



- ガの価値論（限界効用説）に依拠している。vgl. [Menger 1968].
- (6) ロックが例に出す「農作物」に因してもこのことは妥当する。確かに食物はそれ自体に使用価値 (Gebrauchswert) を包含しているかもしれない。しかしあまりにも豊作である場合、経済的価値がゼロになることはキャベツなどにはよく起きるが、このことは周知の通りである。この事態は供給過剰によって消費者の需要、すなわち欲求が相対的に減少することに起因する。
- (7) この自由からの所有権を唱える代表的論者としてナウマンを挙げることができ、cf. [Narveson 1988: chs. 6-8]. つまり、単なる「自由」のみならず「自由の行使の条件」[Berlin 1969: III/81] をも要請する。外的資源に対する所有権を上述のような自然権とみなす自分の立場をハーゲル的であるとマックは述べている [Mack 1990: 538]。この節での「消極的自由」と「積極的自由」の概念分析はバーリンの論文に依拠している。cf. [Berlin 1969: 118-72/295-390].
- (9) 自己所有権者 (self-ownership person) という名称には道德主体のみならず、所有権主体であることが含意されているため、後者の意味を含まない名称としては以後、自己所有者 (self-owning person) を用いる。self-owning というタームはこの二分法を明確にするために最近よく用いられている。わたしは様々な自己所有権の分類とその定義、自己所有権と自己所有の差異をヴァレンタインの評論 [Valentine 1997: 321-328] から学んだ。
- (10) 所有権とは権利の束であり、11の構成要素に分類しよう [Honore 1987: 165-79]。このことは自己所有権にも当てはまり、この権利を分析する上で身体・能力に対する権利要求を分節化し、特定化する試みはロールス以降の現代正義論、またノージック以降の所有権理論に関する思想潮流において一つの主流をなしている。わたしは所有権を支配権と収益権とに分けるこの発想法をクリストマン [Christman 1994] に負っている。その他にも自己の能力に対する権利の区分を唱えている論者としてウルフ [Wolff 1991: 122/202] (ウルフは所持・使用の権利と譲渡の権利に分けている)、スキャンロン [Scanlon 1988: 186ff.] (スキャンロンは自分の自然的資産と同一化し、それを享受する権利とそこから得られる利益を受け取る権利とを区別している) 等が挙げられる。
- (11) この主張は「人々が社会の一員であることから得ている利益は、再分配されるまでもなく事実上相互に相殺されてしまっている」 [森村 1995: 80] という考え方にわたしは与しないことの表明でもある。
- (12) 「利益への平等の機会 (equal access to advantage)」とは個人の間における生活の差異はその個人の自発的な選択のみから生じ、その人の責任に帰すことができない非選択的な事柄 (非情な不運等) を起因とする不利益は補償されるべきである、という考えを示している。これはコーエンが主張している立場である。cf. [Cohen 1989b].

自己所有のための所有権へ

(13) この own の活用は川本の論文から学んだ。cf. [川本 1992: 95].

(14) これは「財[そのもの]から財が人間に対してなすことごとく在徳の方向を變える」[Sen 1980: 215f/254] というへせん転換)ともうえる。

### 文献表一(英文)の(邦文)

- Berlin, I. 1969. *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press. (邦訳) I・バーリン「自由論」小川他訳、みすず書房、一九七一年。
- Christman, J. 1994. *The Myth of Property*, Oxford University Press.
- Cohen, G.A. 1989a. "Are Freedom and Equality Compatible?", in J. Elster and K.O. Moene (eds.), *Alternatives to Capitalism*, Cambridge University Press.
- 1989b. "On the Currency of Egalitarian Justice", *Ethics*, Vol. 99: 4, pp. 906-944.
- 1995. *Self-Ownership, Freedom, and Equality*, Cambridge University Press.
- Gorr, M. 1995. "Justice, Self-Ownership, and Natural Assets", *Social Philosophy and Policy*, Vol. 12: 2, pp. 267-291.
- Honofé, T. 1987. *Making Law Bind*, Oxford University Press.
- Locke, J. 1993. "The Second Treatises of Government", in D. Wootton (ed.), *Political Writings*, Penguin Books. (邦訳) J・ロッキン「統治論」【世界の名著 ロッキン コーホー】高川訳、中央公論社、一九八〇年、所収。
- Mack, E. 1990. "Self-Ownership and the Right of Property", *The Monist*, Vol. 73: 4, pp. 519-543.
- Macherson, C.B. 1962. *The Political Theory of Possessive Individualism—Hobbes to Locke*, Oxford University Press. (邦訳) C・B・マクマースン「所有的個人主義の政治理論」藤野他訳、合同出版、一九八〇年。
- Menger, C. 1968. *Gesammelte Werke*, Bd. I, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck).
- Narveson, J. 1988. *The Libertarian Idea*, Temple University Press.
- Nozick, R. 1974. *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. (邦訳) R・ノージック「アナキー・国家・ユートピア」嶋津訳、木鐸社、一九九六年。
- Reeve, A. 1986. *Property*, Macmillan. (邦訳) A・リーブ「所有論」生越・竹下訳、晃洋書房、一九八九年。

- Ryan, A. 1987. *Property*, Open University Press. (邦訳) A・ライアン『所有』森村・桜井訳、昭和堂、一九九三年。
- Scanlon, T. 1988. "The Significance of Choice", in S.M. McMurrin (ed.) *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 7, University of Utha Press.
- Sen, A.K. 1980. "Equality of What?", in S.M. McMurrin (ed.) *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 1, Cambridge University Press. (邦訳) A・セン『何の平等か?』「合理的な愚か者」大庭・川本訳・解説、勁草書房、一九八九年、所収。
- Wolf, J. 1991. *Robert Nozick*, Stanford University Press. (邦訳) J・ウルフ『ノージック』森村・森村訳・解説、勁草書房、一九九四年。
- Vallentyne, P. 1997. "Self-Ownership and Equality: Brute Luck, Gifts, Universal Dominance, and Leximin", *Ethics*, Vol. 107: 2, pp. 321-343.
- 一ノ瀬正樹 1997. 『人格知識論の生成』、東京大学出版会。
- 川本隆史 1992. 『所有権の相対化のために』『フォーラム』10号、跡見学園女子大学文化学会。
- 森村 進 1995. 『財産権の理論』、弘文堂。
- 付記、本稿は平成十一年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

(ふくま さとし 東北大学大学院文学研究科学生)